

草津市住宅政策審議会の設置目的



草津市住宅政策審議会の設置目的

1 目的

草津市住宅政策審議会は、住宅の政策の推進に関し必要な事項についての調査審議を行うために設置するものです。

2 委員構成（敬称略、各号委員毎五十音順）

委員資格者	氏名	所属等
1号委員 学識経験者	岡井 有佳	立命館大学理工学部 教授
	中 睦	滋賀弁護士会
	宮本 雅子	滋賀県立大学人間文化学部 名誉教授
2号委員 公募市民	青木 さとみ	公募委員
	吉岡 みどり	公募委員
3号委員 関係団体からの 選出者	今井 博詞	草津市まちづくり協議会連合会
	上田 恭典	公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会
	小林 道雄	一般社団法人滋賀県マンション管理士会
	清水 和廣	社会福祉法人草津市社会福祉協議会
	土野池 正義	公益社団法人滋賀県建築士会

3 任期

令和6年9月1日から令和8年8月31日まで（2年間）

4 今年度調査審議事項

管理不全空家等および特定空家等の判断基準（空き家対策）

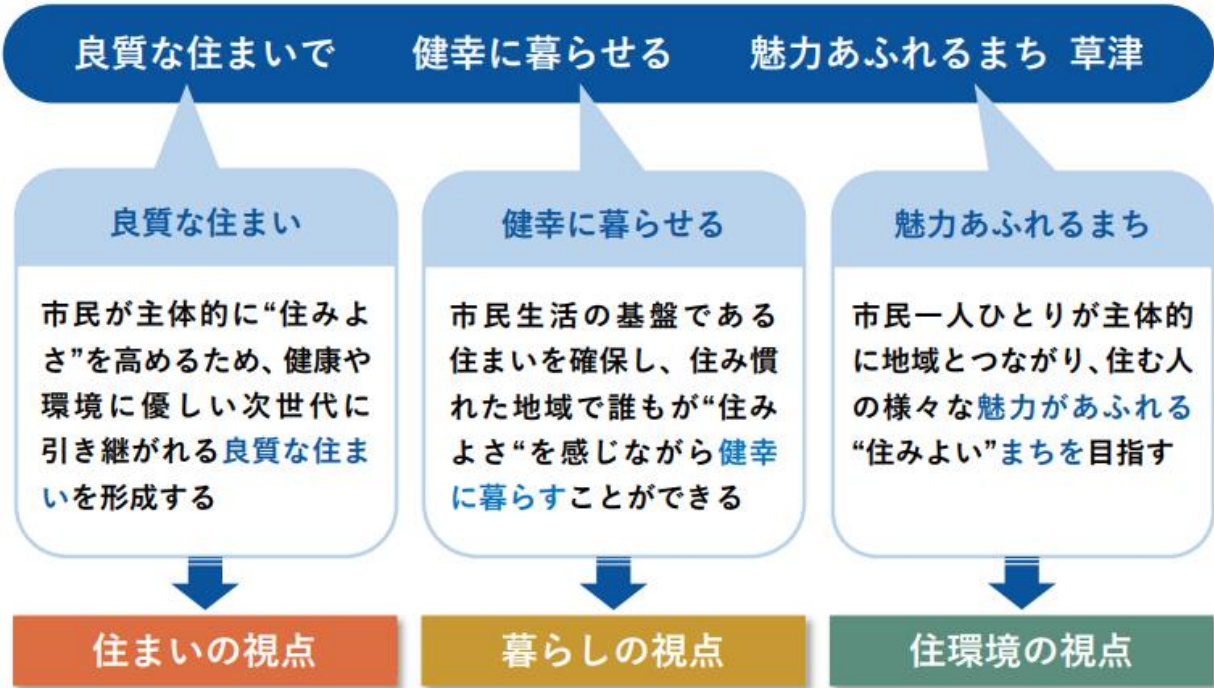


草津市住宅政策審議会の設置目的

5 草津市住宅政策審議会の開催経過

年度	回	開催日	主な議題
令和4年度	第1回	令和4年10月7日（金）	・草津市住生活基本計画等の概要 ・草津市の住宅・住環境を取り巻く現状と課題 ・市民アンケート等の実施について
	第2回	令和5年2月27日（月）	・市民アンケート等の結果について ・草津市住生活基本計画骨子案作成に向けた課題整理等について
令和5年度	第3回	令和5年6月12日（月）	・草津市住生活基本計画の基本施策、重点施策等 ・草津市空き家等対策計画の基本方針 ・草津市マンション管理適正化推進計画の基本方針
	第4回	令和5年8月7日（月）	・草津市住生活基本計画素案・成果指標案
	第5回	令和5年11月22日（水）	・草津市住生活基本計画案

6 草津市住生活基本計画の基本理念、基本目標



暮らしの視点

目標1 誰もが幸せと安心を感じられる暮らしの確保

本市の住生活を支える人や事業者、団体等とのつながりの輪を広げながら、子育て世帯や高齢者、障害者など、誰もが幸せと安心を感じられる暮らしの確保を目指します。

住まいの視点

目標2 適切な維持管理で良質な住宅資産の形成

市民が主体的に考え、選択し、住宅の住みやすさを高めていくための行動ができる環境整備を行い、次世代に引き継がれる良質な住宅資産の形成を目指します。

住環境の視点

目標3 地域資源やまちの魅力を活かした住環境の構築

頻発・激甚化する自然災害に対し、地域防災などへの市民の意識の高揚を図るとともに、市民が地域資源やまちの魅力と関わりながら、誰もが生きがいを持ち、住むことを楽しめる住環境の構築を目指します。

参考：草津市附属機関設置条例（抜粋）、草津市附属機関運営規則（抜粋）

○草津市附属機関設置条例（抜粋）

（附属機関の設置およびその担任する事務）

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

2～4（略）

（組織）

第3条 附属機関の委員の定数は、別表第1、別表第2、別表第3および別表第4の定数の欄に掲げるとおりとする。

別表第1（第2条第1項、第3条第1項関係）

名称	担任事務	定数
草津市住宅政策審議会	住宅の政策の推進に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	10人以内

○草津市附属機関運営規則（抜粋）

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

別表第1（第2条、第10条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市住宅政策審議会	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募市民 (3) 関係する団体から選出された者 (4) その他市長が必要と認める者	都市計画部建築政策課

参考：草津市附属機関運営規則（抜粋）

○草津市附属機関運営規則（抜粋）

（任期）

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2（略）

（委員長等）

第4条 附属機関に委員長および副委員長を置く。

2 前項の規定は、委員長の名称に会長その他これに類する名称を、副委員長の名称に副会長その他これに類する名称を用いることを妨げるものではない。

3 委員長（会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。）および副委員長（副会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ）は、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長および副委員長にともに事故があるときまたは委員長および副委員長がともに欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7（略）

（附属機関の会議）

第5条 附属機関の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長、副委員長および前条第5項により指名された委員の全てが不在の場合は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

（定足数および議決の方法）

第6条 附属機関の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3（略）